

「浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部研究データ管理・公開ポリシー」 の解説・補足

本解説・補足資料は、浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）について、考え方の背景や、ポリシー内の表現、用語の示す意味等について解説及び補足するものであり、今後必要に応じて見直しを行う。

なお、浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部（以下「本学」という。）の研究領域は多方面にわたるため、本ポリシーは研究データの管理・公開に関する基本的な方針を示すにとどめることとし、具体的な運用等は、各部局等の実情に応じて実施できるものとする。

（趣旨・目的）

- 1 学校法人興誠学園 浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、建学の精神（「誠の精神 即ち 誠を興し 誠に行動し 誠を普くする」）の下、責任ある自己実現と社会貢献の人づくり、専門的実務能力「能く生きる」と共生協調能力「善く生きる」とを兼備する人材の育成を教育理念として掲げ、高潔なる倫理観に立って他を思いやることができる真に豊かな人間性を涵養するとともに、問題の本質を見極められる判断力、変化に対応できる創造力・実践力、さらには多様なコミュニケーション能力を身につけた、地域社会と人類全体に貢献できる人材を育成することを目的としている。

この理念のもと、本学の研究活動に従事する研究者の主体的な研究活動を十分に尊重し、研究の公正性を担保する上で重要な研究データの適切な管理を推進するとともに、社会における本学の価値を高めるための研究データの適切な公開と利活用を図り、学術研究のさらなる発展と社会の持続的発展に貢献していくため、研究データの管理、公開及び利活用に関するポリシーを以下のように定める。

【解説】

- （１）本ポリシーは、本学の教育理念並びに学術研究のさらなる発展及び社会の持続的発展に貢献していくことを目的に策定されるものである。
- （２）本学の研究者は、その主体的な研究活動を行うことの環境を確保されつつ、研究の公正性を担保するために研究データの適切な管理を行い、社会における研究データの価値を高めるための研究データの適切な公開と利活用を図ることが重要である。

（研究者の定義）

- 2 本ポリシーにおける「研究者」とは、本学の教職員（常勤、非常勤、嘱託）、本学の学生（研究生、学部・学科生）等、研究に携わる全ての者とする。

【解説】

- (1) 本ポリシーにおける「研究者」とは、本学の教職員、学生等であって、本学において研究活動を行うすべての者を指し、以下の者をいう。
- ア 教職員とは、学校法人興誠学園職員就業規則に基づき雇用されている、本学の就業者をいう。
 - イ 学生等とは、浜松学院大学学則及び浜松学院大学短期大学部学則に定義された学部・学科生、研究生、科目等履修生、聴講生、外国人留学生等をいう。
 - ウ 研究費若しくは本学の施設設備を利用して研究活動を行う者や、研究協力を行う者であって、イ以外の者をいう。
- (2) 学生等については教育研究上、研究データの保存、管理及び公開の権利並びに責務を有することが適切かどうかは研究データの性質、研究の実施体制等により異なるものと考えられることから、それらを考慮し、各研究分野又は各学科において実態に即した取り扱いを定めることが望ましい。
- (3) 共同研究等の相手先の大学や企業、機関等に在籍する者が、本学の研究活動に従事する場合、相手先と協議の上、本ポリシーの対象者（上記ウ）に含むことができるものとする。また、本学の研究者が、共同研究等の相手先で取得した研究データについては、相手先が定めるルールに基づき、適切に対応する。

(研究データの定義)

- 3 本ポリシーにおける「研究データ」とは、公開、非公開を問わず、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

【解説】

- (1) 本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究活動(学外の研究者との共同研究活動等も含む)を通じて取り扱う情報をいい、デジタル・非デジタルを問わない。また、収集又は生成した一次情報だけでなく、それらを解析又は加工して作成した情報も含まれる。
- (2) 研究活動で取り扱う研究データとしては、「調査データ」、「観測データ」、「試験データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ（音声・映像等）」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「写真」、「作品」、「講演資料」、論文等の形で発表された研究成果のもととなったデータ等がある。
- (3) 「収集した研究データ」の中には、著作権に代表される知的財産権を有するもの（論文、書物、作品など）が含まれる場合があるが、それらは法律により保護されており、それらが持つ権利は本ポリシーに優先して守られなければならない。
- (4) 研究者が、以前に在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。
- (5) 研究データは、研究協力者の個人情報と意志を最大限尊重して取り扱うとともに、研究協力者の協力を適切に評価することが、本学で研究する者全てに求められていることを自覚する必要がある。

(研究者の責務)

- 4 本学は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認める。

【解説】

- (1) 研究者は、収集又は生成された研究データを適切に管理する権利と責務を有するものとする。
- (2) 本ポリシーにおける「研究データの管理」とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取り扱いまでをいい、これを実践することを指し、これらを明記した研究データ管理計画書を作成することが必要である。
- (3) 研究プロジェクト等が終了した場合又は研究者が他機関へ異動したり、定年等により退職して本学で研究活動を行わなくなった場合には、関係者と協議の上、研究データ管理権限の移譲又は保持について決定し、適切に実施することが必要である。
- 研究倫理審査では、審査時に研究プロジェクト終了後又は退職後の研究データ管理について、どのようにするのかを記述する欄を設けることとする。そうでない場合は、原則、保存期間内は本学図書館で保存・管理することが望ましい。
- (4) 本ポリシーにおける「研究データを管理する権利」とは、その研究データを利用する（＝新しい研究データを生成することが可能となる）権限（以下、「研究データ利用権限」と称する）を有するという意味とし、権利に伴って「研究データを管理する義務」も発生するものとする。

(研究データの管理・公開)

- 5 研究者は、研究データを適切に管理、保存し、可能な限り公開・利活用に供する。
- 管理にあたっては、法令、各種契約等及び本学の規程やその他の規則とともに、各研究分野における倫理的要件を遵守する。研究データの公開に際しては、第三者の権利や利益等を害さないよう十分に配慮する。

【解説】

- (1) 研究データの管理主体は研究者であり、研究データを収集又は生成した研究者は、関係法令及び各種契約、本学諸規則及び倫理的要件等を遵守し、適切に管理、公開するものとする。特に、研究データの公開／共有／非公開・非共有については、研究者が適切に判断し、その際、第三者の権利や利益等を害さないよう十分に配慮する。
- (2) 本学では、様々な研究者が研究を行っているため、研究データの管理について、一律に扱うのではなく、国や国際的な研究倫理指針や資金配分団体の公募要領、研究開始時における契約、本学における規程等、特段の定めがある場合は、その定めに従うことが必要である。
- (3) 本ポリシーにおける研究データの対象等は、以下のとおりとする。
- ア 管理対象データ
- ・「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、公的資金による研究開発の過程で生み

出され、デジタル形態で管理可能な研究データのうち、大学や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものを「管理対象データ」とする。

- ・また、本学で刊行される研究論集等に掲載される論文等で生み出され、デジタル形態で管理可能な研究データのうち、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものを「管理対象データ」とする。

イ 管理対象データは次のとおり公開・共有の可否を定め、利活用を図るものとする。

- ・公開データ：一般的に任意の者に利活用可能な状態で供する研究データをいう。
- ・共有データ：アクセス権を付与され限定された者に利活用可能な状態で供する研究データをいう。
- ・非公開・非共有データ：公開も共有もしない研究データをいう。

(4) 共同研究等における研究データの取扱いでは、研究者は大学や企業、機関等と共同研究等を行う場合、その相手先と予め研究データの取扱い、権利及び責任等について、協議の上、合意を得るものとする。

(5) 研究データにおけるオープン・アンド・クローズ戦略とは、「データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）を分別して公開する戦略」のことを指す。法的・倫理的観点から公開できると判断された研究データであっても、研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究者は、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき、こうした保護の要否についても検討したうえで、戦略的に公開の可否を判断することが求められる。

(6) 学術的な優位性を確保するためには、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバゴ（時限付き非公開）期間を設定することも想定される。

(7) 研究者は、関係諸法令及び本学規程、各種契約、その他これに準ずるものの定めに従い、研究データの提供等を求められた際、誠実に対応する責任を有する。

(本学の責務)

6 本学は、研究データの管理・保存及び公開、利活用を支援する環境を整備し提供するものとする。

【解説】

研究者が適切に研究データの管理・保存・公開等を行えるよう、本学は以下のような支援環境の整備に努めるものとする。

- ア 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
- イ 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
- ウ 公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
- エ 研究データに関する契約、法務等を支援する。
- オ 研究データの管理、公開、利活用に係る規程・実施要項等を定める。
- カ 研究データの管理、公開、利活用に関して啓発する。

(その他)

7 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

【解説】

本ポリシー及び本解説・補足資料は、社会情勢や学術情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。